

幼保連携型認定こども園に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 教育・保育環境の整備に関する事項	認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。 ① 学級編制及び職員配置の状況 ② 認可定員の遵守状況 ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ④ 教育・保育を行う期間・時間 ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善、研修の計画的実施等）
第2 教育・保育内容に関する事項	要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。その際、取組みの結果のみならず、取組みの過程（振り返りや評価等）についても尊重する必要があることに留意すること。 ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ② 指導計画の作成（園児の多様性及び発達の一貫性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等） ③ 小学校教育との円滑な接続（指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫等） ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携
第3 健康・安全・給食に関する事項	学校保健安全法その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認すること。 ① 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状況等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等） ② 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全（施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修等）に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練の実施並びに地域の関係機関との連携等） ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）